

参照条文

○航空法（昭和 27 年法律第 231 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。

2～21 （略）

22 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

（登録の一般的効力）

第一百三十二条の二 無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録を受けていない無人航空機の登録）

第一百三十二条の四 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造者
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録

事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

(登録記号の表示等の義務)

第百三十二条の五 前条第一項の登録を受けた無人航空機（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録事項の変更の届出)

第百三十二条の八 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第百三十二条の四第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。

(登録の抹消)

第百三十二条の十一 登録無人航空機の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、その登録の抹消の申請をしなければならない。

一 登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。

二 登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。

三 登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第百三十二条の六第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(機体認証)

第百三十二条の十三 国土交通大臣は、申請により、無人航空機について機体認証を行う。

2 前項の機体認証（以下単に「機体認証」という。）は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行を行うことを目的とする無人航空機について行う。

一 第一種機体認証 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずるこ

となく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二 第二種機体認証 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3 国土交通大臣は、機体認証を行うときは、当該機体認証に係る無人航空機の使用の条件を、国土交通省令で定めるところにより指定する。

4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該無人航空機が国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（以下「安全基準」という。）に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第一種機体認証に係る同項の検査の一部を行わないことができる。

一 第百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第一種機体認証を受けようとするものに限る。）

二 第一種機体認証を受けたことのある無人航空機

6 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第二種機体認証に係る同項の検査の全部又は一部を行わないことができる。

一 第百三十二条の十六第二項第二号の第二種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第二種機体認証を受けようとするものに限る。）

二 第二種機体認証を受けたことのある無人航空機

7 機体認証は、申請者に機体認証書を交付することによつて行う。

8 国土交通大臣は、機体認証を行つたときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより当該無人航空機が機体認証を受けたことを識別するための措置が講じられる場合には、この限りでない。

9 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、無人航空機に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

10 国土交通大臣は、機体認証の有効期間を定めるものとする。

（機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者等の義務）

第百三十二条の十四 機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、前条第三項の規定により指定された使用の条件（次条第二項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の条件）の範囲内でなければ、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行

つてはならない。ただし、第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

2 機体認証を受けた無人航空機の利用者は、必要な整備をすることにより、当該無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならない。

(技能証明の実施)

第百三十二条の四十 国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

(技能証明書)

第百三十二条の四十一 技能証明は、前条の申請をした者に無人航空機操縦者技能証明書（第百三十二条の五十四及び第百三十二条の五十五において「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

(資格)

第百三十二条の四十二 技能証明は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める無人航空機の飛行に必要な技能について行う。

- 一 一等無人航空機操縦士 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行
- 二 二等無人航空機操縦士 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

(技能証明の限定)

第百三十二条の四十三 国土交通大臣は、技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機の種類又は飛行の方法についての限定をすることができる。

2 前項の限定（以下この節において単に「限定」という。）をされた技能証明を受けた者は、その限定（第百三十二条の五十二第一項の規定により変更された場合にあっては、その変更後の限定）をされた種類の無人航空機又は飛行の方法でなければ、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

(飛行の禁止空域)

第百三十二条の八十五 何人も、次に掲げる空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措

置であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。)でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 2 何人も、前項第一号の空域又は同項第二号の空域（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させる場合又は立入管理措置を講じた上で国土交通省令で定める総重量を超える無人航空機を飛行させる場合に限る。）においては、同項に規定する場合に該当し、かつ、国土交通大臣がその通航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。
- 3 第一項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第二号の空域において無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。
- 4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合（飛行の方法）

第百三十二条の八十六 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

- 一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。
- 二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。
- 三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況

に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

2 無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

3 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる方法のいずれか（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる方法のいずれか）によらずに無人航空機を飛行させる者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならない。

4 第二項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

5 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空

機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

(第三者が立ち入った場合の措置)

第三百三十二条の八十七 無人航空機を飛行させる者は、第三百三十二条の八十五第一項各号に掲げる空域における飛行又は前条第二項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（以下「特定飛行」という。）を行う場合（立入管理措置を講ずることなく飛行を行う場合を除く。）において、当該特定飛行中の無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。

(飛行計画)

第三百三十二条の八十八 無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、あらかじめ、当該特定飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならない。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、特定飛行を開始した後でも、国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により通報された飛行計画に従い無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがあると認める場合には、無人航空機を飛行させる者に対して、特定飛行の日時又は経路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 第一項の規定により飛行計画を通報した無人航空機を飛行させる者は、前項に規定する国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従って特定飛行を行わなければならない。ただし、航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全を確保するためにやむを得ない場合は、この限りでない。

(飛行日誌)

第三百三十二条の八十九 無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、飛行日

誌を備えなければならない。

2 特定飛行を行う者は、無人航空機を航空の用に供し、又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく飛行日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(事故等の場合の措置)

第三百三十二条の九十 次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、直ちに当該無人航空機の飛行を中止し、負傷者を救護するとその他の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 無人航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 二 航空機との衝突又は接触
- 三 その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故

2 前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第三百三十二条の九十一 無人航空機を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

(捜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の九十二 第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）

及び第三百三十二条の八十七から第三百三十二条の八十九までの規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第三百五十七条の六 第三百三十二条の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三百五十七条の七 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十二条の二の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したとき。
- 二 第三百三十二条の三十六第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第三百三十二条の六十六第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三百三十二条の七十九（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の三十三第一項の規定に違反して、無人航空機検査事務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第三百三十二条の六十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第百五十七条の八 第三百三十二条の八十六第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の九 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の五第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第三百三十二条の九（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

三 第三百三十二条の十四第一項の規定に違反して、指定された使用の条件の範囲を超えて、特定飛行を行つたとき。

四 第三百三十二条の十五第一項の規定による命令に違反して、特定飛行を行つたとき（第三百三十二条の八十五第四項及び第三百三十二条の八十六第五項に該当する場合を除く。）。

五 第三百三十二条の二十の規定に違反して、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供したとき。

六 第三百三十二条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

七 第三百三十二条の四十三第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

八 第三百三十二条の四十四第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

九 第三百三十二条の八十五第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十 第三百三十二条の八十五第二項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十一 第三百三十二条の八十五第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十二 第三百三十二条の八十六第一項第二号又は第三号の規定に違反して、無人航空機を

飛行させたとき。

十三 第三百三十二条の八十六第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。

十四 第三百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十五 第三百三十二条の八十六第二項第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。

十六 第三百三十二条の八十六第二項第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。

十七 第三百三十二条の八十六第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十八 第三百三十二条の八十六第四項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十九 第三百三十二条の八十七の規定に違反して、必要な措置を講じなかつたとき。

第二百五十七条の十 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の十三第九項の規定に違反して、表示を付したとき。

二 第三百三十二条の十八第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

三 第三百三十二条の十九第一項の規定に違反して、表示を付さなかつたとき。

四 第三百三十二条の十九第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

五 第三百三十二条の三十一の規定に違反して、許可を受けないで無人航空機検査事務の全部を廃止したとき。

六 第三百三十二条の三十七の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第三百三十二条の六十五第一項の規定に違反して、許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

八 第三百三十二条の七十五（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第三百三十二条の八十（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十 第三百三十二条の八十八第一項の規定に違反して、通報をしないで、特定飛行を行ったとき。

十一 第三百三十二条の八十八第二項の規定による指示に従わないで、無人航空機を飛行させたとき。

十二 第三百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

2 第三百三十二条の九十第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の十一 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の五十四の規定に違反して、無人航空機操縦者技能証明書を携帯しないで特定飛行を行ったとき。

二 第三百三十二条の八十九第一項の規定に違反して、飛行日誌を備えなかつたとき。

三 第三百三十二条の八十九第二項の規定に違反して、飛行日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

○航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）（抄）

（法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器）

第五条の二 法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器は、重量が百グラム未満のものとする。

（登録の申請）

第二百三十六条の三 法第百三十二条の四第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 無人航空機の種類
 - 二 無人航空機の型式
 - 三 無人航空機の製造者
 - 四 無人航空機の製造番号
 - 五 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 代理人により申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
 - 七 使用者の氏名又は名称及び住所
 - 八 申請の年月日
 - 九 次に掲げる無人航空機の重量の区分の別
 - イ 二十五キログラム未満
 - ロ 二十五キログラム以上
 - 十 無人航空機の改造（無人航空機の性能に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通大臣が定める改造を除く。）の有無
 - 十一 所有者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 十二 使用者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 十三 法第百三十二条の四第一項の規定による登録記号（以下「登録記号」という。）を識別するための信号を電波を利用して送信することにより、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者による登録無人航空機の識別を当該登録無人航空機の飛行中常時可能とする機能（国土交通大臣が定める技術的基準を満たすものに限る。）（以下「リモート ID 機能」という。）の有無（当該登録無人航空機にリモート ID 機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む。）
 - 十四 その他国土交通大臣が必要と認める事項
- 2～4 （略）

(無人航空機登録原簿の記載事項)

第二百三十六条の四 法第百三十二条の四第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、前条第一項第九号から第十三号までに掲げる事項とする。

第二百三十六条の十三 法第百三十二条の十三第三項の指定は、同条第二項の認証の区分及び無人航空機の種類を明らかにしてするものとする。

2 法第百三十二条の十三第三項に規定する無人航空機の使用の条件は、前条第三項第二号の無人航空機の限界事項とする。

(登録記号の表示等の方法)

第二百三十六条の六 登録無人航空機の所有者は、次に掲げるところにより当該登録無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

一 次に定めるところにより登録記号を表示すること。

イ 登録記号は、装飾体でないアラビア数字又はローマ字の大文字により、耐久性のある方法で、鮮明に表示すること。

ロ 登録記号は、無人航空機の胴体のうち、容易に取り外すことができない部分の表面であつて外部から容易に確認できる場所に表示すること。

ハ 登録記号に使用する文字及び数字の高さは次のとおりとすること。

(1) 第二百三十六条の三第一項第九号イに該当する無人航空機にあつては、三ミリメートル以上

(2) 第二百三十六条の三第一項第九号ロに該当する無人航空機にあつては、二十五ミリメートル以上

ニ 登録記号の色は、表示する場所の地色と鮮明に判別できるものとする。

二 次のいずれかの方法により、当該登録無人航空機にリモートID機能を備えること。

イ 国土交通大臣の定めるところにより、リモートID機能を有する登録無人航空機に登録記号その他の必要な情報を入力する方法

ロ リモートID機能を有する機器を登録無人航空機に装備し、国土交通大臣の定めるところにより、当該機器に当該登録無人航空機の登録記号その他の必要な情報を入力する方法

2 前項第二号の規定は、当該登録無人航空機が次のいずれかに掲げる飛行に用いるものである場合については、適用しない。

一 あらかじめ国土交通大臣に届け出たところに従つて当該届出に係る区域の上空において行われる登録無人航空機の飛行であつて、国土交通大臣が定めるところにより、次に

掲げる措置が講じられているもの

- イ 当該届出に係る区域の上空における無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置
 - ロ 当該届出に係る区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置
 - 二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより登録無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行
 - 三 警察庁、都道府県警察又は海上保安庁その他国土交通大臣が指定する機関の業務であつて警備その他の特に秘匿を必要とするもののために行う登録無人航空機の飛行
- 3 前項第一号の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 二 登録記号
 - 三 飛行の日時、区域及び高度
 - 四 その他参考となる事項
(技能証明の限定)

第二百三十六条の四十一 法第百三十二条の四十三第一項の無人航空機の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機（ヘリコプター）
 - 二 回転翼航空機（ヘリコプター）
 - 三 最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機（マルチローター）
 - 四 回転翼航空機（マルチローター）
 - 五 最大離陸重量二十五キログラム未満の飛行機
 - 六 飛行機
- 2 法第百三十二条の四十三第一項の無人航空機の飛行の方法は、前項に規定する無人航空機の種類ごとに次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 法第百三十二条の八十六第二項第一号に掲げる方法
 - 二 法第百三十二条の八十六第二項第二号に掲げる方法
- 3 法第百三十二条の四十三第一項の無人航空機の種類についての限定及び飛行の方法についての限定は、実地試験に使用される無人航空機及び当該実地試験における飛行の方法により行う。
- (立入管理措置)

第二百三十六条の七十 法第百三十二条の八十五第一項の国土交通省令で定める措置は、補助者の配置、立入りを制限する区画の設定その他の適切な措置とする。

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条の七十一 法第百三十二条の八十五第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

- 一 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
 - 二 前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
 - 三 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
 - 四 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域（以下「緊急用務空域」という。）
 - 五 前四号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域（地上又は水上の物件から三十メートル以内の空域を除く。）
- 2 国土交通大臣は、前項第四号の規定による指定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定に係る緊急用務空域を公示しなければならない。
 - 3 前項の規定は、第一項第四号の規定による指定の変更又は解除について準用する。
 - 4 無人航空機を飛行させる者は、その飛行を開始する前に、当該無人航空機を飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。

第二百三十六条の七十二 法第百三十二条の八十五第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

(国土交通省令で定める総重量)

第二百三十六条の七十三 法第百三十二条の八十五第二項及び第三項並びに法第百三十二条の八十六第三項及び第四項の国土交通省令で定める総重量は、二十五キログラムとする。

(飛行禁止空域における飛行の許可)

第二百三十六条の七十四 法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項第一号又は第二号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあつては、同条第四項の届出番号。以下同じ。）
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 飛行禁止空域を飛行させる理由
- 五 無人航空機の機体認証書番号（法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項）
- 六 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項）
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 飛行させる飛行禁止空域に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項（法第百三十二条の八十五第二項の許可を受けようとする場合に限る。）
- 九 その他参考となる事項

(安全を確保するために必要な措置)

第二百三十六条の七十五 法第百三十二条の八十五第三項及び法第百三十二条の八十六第四項の国土交通省令で定める措置は、無人航空機を安全に飛行させるために必要な事項を記載した規程の作成及び当該規程の遵守とする。

2 前項の規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 使用する無人航空機の定期的な点検及び整備に関する事項

- 二 無人航空機を飛行させる者の技能の維持に関する事項
- 三 当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていること
の確認に関する事項
- 四 無人航空機を飛行させる者及び補助者の役割分担その他無人航空機の飛行に係る安
全管理体制に関する事項
- 五 無人航空機の事故等が発生した場合における連絡体制の整備その他必要な措置に関
する事項
- 六 その他飛行の特性に応じた措置に関する事項

(法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行)
第二百三十六条の七十六 法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める
飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

- 一 同条第一項第二号に掲げる空域において行うものであること
- 二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留するこ
とにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行うものであること
- 三 前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に行うものであること
- 四 補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれ
を補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて行うものであること
(飛行の方法)

第二百三十六条の七十七 法第百三十二条の八十六第一項第二号の規定により無人航空機
を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該無人航空機の状況
- 二 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
- 三 当該飛行に必要な気象情報
- 四 燃料の搭載量又はバッテリーの残量
- 五 リモートID機能の作動状況（第二百三十六条の六第二項各号に該当する飛行を行
う場合を除く。）

2 無人航空機を飛行させる者は、前項第一号及び第五号に掲げる事項を確認する場合に
おいて、当該無人航空機（当該無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する
場合にあつては、当該機器を含む。）の外部点検及び作動点検を行わなければならない。

第二百三十六条の七十八 法第百三十二条の八十六第一項第三号の国土交通省令で定める
方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

二 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第十一条第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。

イ 当該他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。

ロ イの方法によることができない場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

第二百三十六条の七十九 法第百三十二条の八十六第二項第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の八十 第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第二百三十六条の八十一 法第百三十二条の八十六第三項又は第五項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 無人航空機の登録記号

三 飛行の目的、日時、経路及び高度

四 法第百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由

五 無人航空機の機体認証書番号（法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項）

六 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項）

七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八 飛行の方法に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項（法第百三十二条の八十六第三項の承認を受けようとする場合に限る。）

九 その他参考となる事項

（法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）
第二百三十六條の八十二 法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六條の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

（無人航空機の飛行計画等）

第二百三十六條の八十三 法第百三十二条の八十八第一項本文の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 無人航空機の登録記号及び種類

二 無人航空機の型式（型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。以下同じ。）

三 無人航空機を飛行させる者の氏名

四 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。以下同じ。）

五 許可又は承認（法第百三十二条の八十五第二項若しくは第四項第二号の許可又は法第百三十二条の八十六第三項若しくは第五項第二号の承認をいう。以下同じ。）の番号（許可又は承認を受けている場合に限る。）

六 飛行の目的、高度及び速度

七 飛行させる飛行禁止空域及び飛行の方法

八 出発地

九 目的地

十 目的地に到着するまでの所要時間

十一 立入管理措置の有無及びその内容

十二 無人航空機の事故等により支払うことのある損害賠償のための保険契約の有無及

びその内容

十三 その他参考となる事項

- 2 法第百三十二条の八十八第一項の規定による通報は、電磁的方法により行うものとする。
- 3 法第百三十二条の八十八第一項の規定により通報した飛行計画を変更する場合には、第一項各号に掲げる事項のうち、無人航空機の登録記号及び変更しようとする事項を通報すれば足りる。
- 4 法第百三十二条の八十八第一項ただし書の規定により特定飛行を開始した後に飛行計画を通報する場合は、当該特定飛行の開始後速やかに通報しなければならない。
- 5 法第百三十二条の八十八第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、飛行計画に係るシステムに障害が発生したことにより、飛行を開始するまでの間において飛行計画を通報する手段のない場合とする。

(飛行日誌)

第二百三十六條の八十四 法第百三十二条の八十九第一項の規定により無人航空機を飛行させる者が備えなければならない飛行日誌は、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録とする。

- 2 法第百三十二条の八十九第二項の規定により飛行日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 飛行記録

- イ 無人航空機の登録記号、種類及び型式
- ロ 無人航空機の型式認証書番号（型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。）
- ハ 機体認証の区分及び機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。）
- ニ 無人航空機の製造者及び製造番号
- ホ 無人航空機の飛行に関する次の記録
 - (1) 飛行年月日
 - (2) 飛行させた者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号
 - (3) 飛行の目的及び経路
 - (4) 飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法
 - (5) 離陸場所及び離陸時刻
 - (6) 着陸場所及び着陸時刻
 - (7) 飛行時間

- (8) 製造後の総飛行時間
- (9) 飛行の安全に影響のあつた事項の有無及びその内容
- へ 不具合及びその対応に関する次の記録
 - (1) 不具合の発生日及びその内容
 - (2) 対応を行つた年月日及びその内容並びに確認を行つた者の氏名

二 日常点検記録

- イ 前号イからニまでに掲げる事項
- ロ 日常点検に関する次の記録
 - (1) 実施の年月日及び場所
 - (2) 実施者の氏名
 - (3) 点検項目ごとの日常点検の結果
 - (4) その他特記事項

三 点検整備記録

- イ 第一号イからニまでに掲げる事項
- ロ 点検、修理、改造又は整備に関する次の記録
 - (1) 実施の年月日及び場所
 - (2) 実施者の氏名
 - (3) 点検、修理、改造及び整備の内容（部品を交換した場合にあつては、当該交換部品名を含む。）
 - (4) 実施の理由
 - (5) 最近の機体認証後の総飛行時間
 - (6) その他特記事項

（無人航空機の事故に関する報告）

第二百三十六条の八十五 法第百三十二条の九十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその名称
- 二 無人航空機を飛行させた者の住所（所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその所在地。第二百三十六条の八十七第二号において同じ。）
- 三 無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
- 四 許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号（許可又は承認を受けて

いる場合に限る。第二百三十六条の八十七第五号において同じ。)

- 五 無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号
- 六 無人航空機の機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。第二百三十六条の八十七第七号において同じ。）
- 七 無人航空機の使用者の氏名又は名称
- 八 出発地及び到着予定地
- 九 飛行の目的及び概要
- 十 事故の概要
- 十一 人の死傷又は物件の損壊概要
- 十二 無人航空機の損壊概要（無人航空機が損壊した場合に限る。第二百三十六条の八十七第十三号において同じ。）
- 十三 その他参考となる事項
（無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第二百三十六条の八十六 法第百三十二条の九十一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 無人航空機による人の負傷（法第百三十二条の九十第一項第一号に掲げる人の死傷を除く。次条第十二号において同じ。）
- 二 無人航空機の制御が不能となった事態
- 三 無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る。）

第二百三十六条の八十七 法第百三十二条の九十一の規定により、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあってはその名称
- 二 無人航空機を飛行させた者の住所
- 三 無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
- 四 報告に係る事態が発生した日時及び場所
- 五 許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号
- 六 無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号
- 七 無人航空機の機体認証書番号
- 八 無人航空機の使用者の氏名又は名称
- 九 出発地及び到着予定地

十 飛行の目的及び概要

十一 報告に係る事態の概要

十二 人の負傷の概要（前条第一号に掲げる事態の場合に限る。）

十三 無人航空機の損壊概要

十四 その他参考となる事項

（捜索又は救助のための特例）

第二百三十六条の八十八 法第百三十二条の九十二の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六条の八十九 法第百三十二条の九十二の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 国の重要な施設等として次に掲げる施設

イ 国会議事堂、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第五号）第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。）の庁舎（国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）であって東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関（危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。）に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ 最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの

ホ 皇居及び御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

へ 第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施設

二 第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設

四 第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設

五 第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号へに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第四号に

掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第五号に掲げる対象施設については第八条第二項の規定により指定された地域をいう。

3 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

4 この法律において「特定航空用機器」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）をいう。

5 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

一 小型無人機を飛行させること。

二 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

（対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止）

第十条 何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。）については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

3 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則（第二号及び第四号に定める者への通報については国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合

において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長
- 二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長
- 三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十三条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者
- 四 第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）